令和6年10月17日 公益社団法人青森県トラック協会

令和6年度 大型車の車輪脱落事故防止対策「ホイール・ナットの緊急点検」実施について

1. ホイール・ナットの緩み緊急点検

会員事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホイール・ナットが規定のトルクで締付けられていることを、トルクレンチを使用して点検してください。(トルクレンチを保有していない場合には、最寄りの整備工場など、トルクレンチが備わっているところで実施してください。)

なお、<u>冬用タイヤへの交換後 1 ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、</u> <u>冬用タイヤへの交換を実施した場合には、冬用タイヤ交換後、50~100km 走行後に点検</u> してください。

2. 緊急点検の実施期間

令和5年度の東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況(速報値)によりますと、令和5年4月から令和6年3月までに発生した車輪脱落事故41件のうち、11月から12月の間に19件(46.3%)と集中して発生していることから、緊急点検の実施時期を次のとおりとします。

緊急点検実施期間・・・令和6年11月1日(金)から令和6年12月31日(火)まで

3. 報告

上記 1. で実施したホイール・ナットの規定トルクでの締め付けについて、緊急点検 実施期間中に点検・整備した結果を、別紙「結果報告書」に記入し、令和 7 年 1 月 10 日(金)までに青森県トラック協会宛に報告してください。

以上